

令和3年度

第6回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

## 第6回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月8日(水) 午後1時30分～午後2時10分

2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	石井 克己
委員	1番	小川 治夫
	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

4. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 付託調査班(委員)の指名

4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 11件

議案第3号 令和3年度農地利用状況調査について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 2件

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について 2件

報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について  
(事務局長専決分) 16件

報告第2号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき  
承認した市民農園の廃止について 1件

報告第3号	地目変更登記に係る回答について	2件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	1件

5. 農業委員会事務局職員

次 長	舘野 裕之
副主幹	山崎 武敏
副主幹	本多 浩章
副主幹	吹上 裕三
主 任	地村 環

## 6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和3年度第6回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」が、引き続き発令されているため、農地利用最適化推進委員は招集しておりません。</p> <p>委員の皆さんにおかれましては、速やかな議事進行にご協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、全員が出席しております。</p> <p>委員の出席者が過半数に達しておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、議席5番の委員、議席6番の委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の山崎副主幹、本多副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員でございます。</p> <p>農政関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員でございます。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをしていただきます。</p>

	<p>それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、議案説明、調査報告及び審査基準につきましては、事前に配布させていただいたとおりでございますので、ご了承願います。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」1件でございます。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>事前の質問等はございませんでしたが、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、11件でございます。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p>

	<p>事前の質問等はございませんでしたが、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。  それでは、お諮りいたします。  議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について、許可相当とすることと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。  よって、議案第2号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
	<p>続きまして、お諮りいたします。  議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(2)について、許可相当とすることに決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。  よって、議案第2号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
	<p>続きまして、お諮りいたします。  議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(3)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(3)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(4)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(4)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(5)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(5)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(6)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(6)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(7)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(7)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(8)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議席9番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、議席9番の委員。</p>
議席9番の委員	<p>議案の説明では、事業地と「収穫体験させる土地から近いことから」とありますが、どのぐらい離れているのですか。</p>
事 務 局	<p>譲受人は、申請地の南側で一筆空けた場所で体験農園を行っており収穫などの際、駐車場として使用することです。</p>
議席9番の委員	<p>それでは、譲受人は新規就農した方ですか。</p>
事 務 局	<p>おととしぐらいに新規就農した方です。</p>



議席9番の委員	分かりました。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	なし。
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(8)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号(8)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。  続きまして、(9)、(10)及び(11)は、関連しておりますので一括して、お諮りいたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(9)、(10)及び(11)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
議席9番の委員	はい、議長
議 長	はい、議席9番の委員。
議席9番の委員	前にも議案に出たことがあるのですが、「特定建築条件付売買予定地」について、もう一度、説明してほしい。また、許可の条件として、どのようなものがあるのか、皆さんにも知ってほしいと思います。
議 長	事務局。

<p>事 務 局</p>	<p>「特定建築条件付売買予定地」について、ご説明いたします。</p> <p>通常の建売住宅の場合は、事業者が住宅を建築し、それを販売するものですが、「特定建築条件付売買予定地」とは、一度現地の造成を行い、住宅を建てられるようにし、その後、買い手を見つけて、その買い手のオーダーに沿った建物を作っていく販売方法です。</p> <p>許可条件としては、事業主と土地所有者の売買契約の際、その旨の条件を付けて契約します。</p> <p>また、事業者と買い手との契約の中では、指定する建築会社による住宅の建設を行うよう一文を入れています。</p> <p>また、買い手が見つからない場合には、一般の建売住宅と同様に事業者で建築、販売するようになります。</p>
<p>議 長</p>	<p>今は、このような形式の建売も多いのですか。</p>
<p>議席8番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>議席8番の委員。</p>
<p>議席8番の委員</p>	<p>建物は、自分の好きなように建てたいので、増えています。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(9)、(10)及び(11)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(9)、(10)及び(11)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「令和3年度農地利用状況調査について」審議いたします。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>事前の質問等はありませんでしたが、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>皆さん、この日程でよろしいでしょうか。</p>
議席1番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席1番の委員。
議席1番の委員	この内容は、推進委員の方は知っているのでしょうか。
議 長	事務局。
事 務 局	<p>事前に議案書を送付しているので、分かっていると思います。</p> <p>もし、都合が悪ければ、日程調整いたしますので、事務局へ連絡ください。</p>
議 長	よろしいですか。
各 委 員	なし。
議 長	<p>もし、都合が悪ければ、後ほど事務局へ連絡を取って調整してください。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p>

	<p>議案第3号「令和3年度農地利用状況調査について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、2件ございます。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>事前の質問等はありませんでしたが、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席9番の委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、議席9番の委員。</p>
議席9番の委員	<p>(1)の方ですが、現地在「樹園地」となっていますが、夏までは何もやっていたようでしたが、何の樹園地でしょうか。</p>
議席8番の委員	<p>元々は、露地畑だったのですが、現状は梅の苗木が植えてありました。</p>
議席9番の委員	<p>分かりました。</p>
議席1番の委員	<p>議長。</p>
議長	<p>はい、議席1番の委員</p>
議席1番の委員	<p>このケースの場合、今回が一度目の現地調査ですが、今後、一部が露地畑</p>

	<p>で一部が梅林となったような場合は、どのようになるのでしょうか。 樹園地として見るか、畑として見るかどちらでしょうか。</p>
各 委 員	事務局。
事 務 局	樹園地も畑でございますので、畑となります。
議席1番の委員	はい、分かりました。
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、お諮りいたします。 議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」(1)について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号(1)は、全会一致により証明することと決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。 議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」(2)について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号(2)は、全会一致により証明することと決定いたします。</p>

	<p>次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件ございます。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。 事前の質問等はありませんでしたが、 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がございました。 お諮りいたします。</p>
	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」(1) について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、議案第5号(1)を全会一致により証明することと、決定いたします。</p>
各 委 員	<p>続きまして、お諮りいたします。</p>
	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」(2) について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号(2)を全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>以上で本日の議案の審議は終了いたしました。</p>

次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、16件

報告第2号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき承認した市民農園の廃止について」、1件

報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、2件

報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1件

につきましては、報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了しました。

これで令和3年度第6回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。